

○東京藝術大学社会連携センター長候補者推薦内規

〔平成26年7月17日
制 定〕

(目的)

第1条 この内規は、東京藝術大学部局長選考規則（以下「規則」という。）第12条の規定に基づき、東京藝術大学社会連携センター長（以下「センター長」という。）候補者の推薦その他必要な事項について定めることを目的とする。

(候補者の推薦)

第2条 規則第2条第2項に規定する部局長推薦会議（以下「推薦会議」という。）は、学長からの要請に基づき、センター長候補者を選出し、学長に推薦する。

(投票及び推薦手続き)

第3条 センター長候補者の推薦は、投票により行う。

2 投票に関する事項は、推薦会議が別に定める。

(雑則)

第4条 この内規に定めるもののほか、センター長候補者の推薦等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成26年7月17日から施行する。